

議案第150号 公立甲賀病院組合規約の一部変更に関する協議につき議決を求めることについて、また本議案を可決すべきとする只今の厚生文教常任委員会委員長報告に反対の立場から討論します。

本議案は、公立甲賀病院の経営形態を地方独立行政法人に移行するための規約改正であり一部事務組合を構成する甲賀市として議決を必要とするものです。

昭和14年産業組合病院として設立・開院され、昭和56年には現在の公立甲賀病院に名称変更されましたが、開院以来75年間、甲賀医療圏域の中核病院として大きな役割を担ってきました。病院の頭に公立と名がついているように、甲賀市と湖南市を母体に、滋賀県内では唯一の一部事務組合による公立病院です。病院のホームページで清水院長が「地域とともに歩んできた病院」と位置づけられているように、昭和63年には、全国自治体病院協議会から優良病院として表彰もされています。

自治体病院の役割は、その倫理綱領にも示されているように、「自治体の医療・保健・福祉行政の中心的役割」「国の行政責任の補完・地域医療確保の役割」「研修・教育機関としての役割」「広域的医療提供の役割」「地域の中核的医療」「高度・先駆的医療」「政策・行政的医療」「特殊医療センター」「不採算医療」などにあります。

提案説明では、公立病院としての機能を維持し、より良い病院となるための経営形態の見直しであることを強調されますが、公的医療機関の役割が地方独立行政法人移行によって損なわれるのではないか、その懸念はぬぐえません。

確かに、地方独立行政法人法第二条で「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業」と規定しています。しかし、市議会議員を対象に初めて開かれた、いわゆる独法化にむけての勉強会では、委託を受けた業者資料には「地方独立行政法人は、地方公共団体が必ずしも行う必要がない事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として設置しています」と記され、事実そのような説明がされました。ここに懸念する最大のポイントがあります。

経営の自由度が高まり、迅速な対応が可能になり、医師確保も容易になるかもしれません。しかしそれ以上に効率的・効果的経営を優先させるならば、不採算となる診療科及び事業が縮小される可能性もあります。職員の処遇についても、一定の期間、現行条件を引き継ぐ、と説明されましたが、それは一定の機関であり、法に示されているように、職員は、非公務員となり、職員定数や給与・退職金などの処遇については、法人が独自基準で対応する、となっているだけに現行の基準が永続的に保障されるものではありません。

設置団体の長が「中期目標」を決めるので公共性は担保されるとの説明でし

たが、日常的には法人が業務運営の主体を担い、人事や予算執行にあたっては法人独自の意思決定が反映される仕組みとなっています。会計上も、現行の単年度予算主義とは異なりますので、組合議会もこの中期目標に対する議決はあっても、予算に関する議決はありません。

この間の説明の中で、公立病院としての役割は変わらない、市民にとっても影響がない、と強調されますが、だったら、いまなぜ経営形態を変える必要があるのか、となります。その背景に、政府が進める公立病院改革ガイドラインがあることは明白です。このガイドラインが全国の公立病院の経営形態見直しに拍車をかけています。

地方独立行政法人に移行した病院の経営はどうなったか。そのあり様はさまざまですが、全国独立行政法人病院協議会の資料では「メリットが期待通りではなかった」が2割、「デメリットがあった」が6割という結果があり、デメリットの一番は「業務量の増大で忙しくなった」「移行準備に費用がかさみすぎた」などのアンケート結果も出ています。

そういう意味では、慎重な対応をするべきです。独法化移行については、未来創造委員会が示した答申を受けて、この間、甲賀病院組合議会でも議論されてきましたが、結論を出したということではありません。方向性を確認したという点では、29年度予算で独法化にむけてコンサル委託料が可決されたこと、という説明でした。ましてや甲賀市議会では、改選後の新議員を対象に一時間足らずの勉強会が開かれただけで、今回の規約の一部改正が議案としてだされてきました。

甲賀保健医療圏域のなかで重要な役割を担っている病院だけに、今後のあり方については、多くの市民が注目を集めています。それだけに、もっと多面的な検証を行う時間の確保も必要です。

以上、問題点を指摘して、反対討論とします。